

**平成27年度から平成29年度の3年間の
65歳以上の方の牟岐町の介護保険料が以下のように決まりました。**

平成27年度から平成29年度の3年間の65歳以上の方の牟岐町の介護保険料が以下のように決まりました。

保険料段階	対象者	月額保険料	年額保険料 (月額保険料×12月)
第1段階	生活保護を受給している人 本人を含む世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 または本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の (基準額×0.45)	2,610	31,320
第2段階	税帯本 非全人 課員を 税が含 住む 民世	4,350	52,200
第3段階	本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120 万円以下の (基準額×0.75)	4,350	52,200
第4段階	りに非本 課課人 税税は 者へ住 あ世民 帶税	5,220	62,640
第5段階	本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の (基準額)	5,800	69,600
第6段階	本人 が 住 民 税 課 税	6,960	83,520
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 (基準額×1.3)	7,540	90,480
第8段階	本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 (基準額×1.5)	8,700	104,400
第9段階	本人の前年の合計所得金額が290万円以上の (基準額×1.7)	9,860	118,320

※第1段階については、国・県・町の公費による保険料の軽減が行われることとなり、平成27年4月から保険料基準額に対する割合が0.5から0.45に軽減されています。また、消費税率が10%へ引き上げられる予定の平成29年4月からは、町民税非課税世帯を対象として、保険料基準額に対する割合が軽減される予定となり、第1段階0.3、第2段階0.5、第3段階0.7になる予定です。

問い合わせ先
牟岐町役場 健康生活課 介護保険担当
TEL0884-72-3417

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

被保険者のみなさまへ

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成27年9月下旬に送付いたします。

通知対象者は、今年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
電話 088-677-3666